

中国税務及び 投資情報

中国での税務調査に直面する準備は出来ていますか？

概要

中国の国家税務総局は、税収徴収管理の厳格執行、多方面に亘る税務調査の展開を既に重要な議事日程に入れました。国家税務総局が2009年年初から現在まで公布した税務通達の要点から見ると、税収徴収管理を強化し、全国規模で税務調査を実施することは、今年上半期の明確且つ強調された課題となっています。短い7ヶ月以内に、当該課題を中心とする税務通達を10通以上公布したことにより、国家税務総局は、各級の税務官員に対して、高らか且つ明快にメッセージを送りました。すなわち、可能な限り多額の税収の獲得、自己調査、税務評価、及び税務調査を全力で実施しなければなりません。

中国境内に経営する全ての企業は、直ちに自社に係る納税義務の履行状況を検査しなければなりません。企業の財務と税務担当者は、自社がこれら税務問題上の挑戦に直面する準備ができたかどうかについて、確認しなければなりません。また企業は、税務機関からの各種情報と資料の提供要求に短期間で応じる準備に対して、十分な人手を有しているかどうかを確認しなければなりません。



国家税務総局の明確なメッセージ

2009年は既に7ヶ月が過ぎました。今は、過去を回顧して、経験を汲み取ることによって、将来に向けて備える最高の時期でもあります。この考慮により、アーンストアンドヤング中国税務技術センターは、国家税務総局が2009年年初から現在まで公布した大量の比較的重要な税務通達を調べ、以下のような主旨が明らかとなりました。税収徴収管理を強化し、全国において様々な形式での税務調査を行うことです。

国家税務総局が、下級税務機関に対し、解説、或は更なる明確化といった形式により、税務通達を公布することは皆様が既によくご存知のとおりです。これらの税務通達は、ある税収優遇の執行手続を明確にするためのもの、又はある収入或は費用項目について、課税収入にすべきか、又は企業所得税税前控除できるかどうかを明らかにしたものです。2009年の7ヶ月間に、このような税務通達が沢山公布されましたが、税収徴収管理の強化、及び納税者に対する様々な税務調査を行うことに関する税務通達も10通以上に上ります。

税収徴収管理の強化

国家税務総局は、この期間において、税収徴収管理の重要性を強調する税務通達を6通も公布しました。上述した通達は、白酒消費税、土地増値税及び非居住者(企業と個人を含む)に係る税収徴収管理の強化、及び移転価格調査の事後管理、単一機能の赤字企業に対する管理などを特に強調しています。

(注:表一に示される6通の税務通達をご参照下さい。)



第一ラウンドの調査—年次税収特別調査

2009年2月5日、国家税務総局は、国税発[2009]9号を公布しました。これにより2009年度第一ラウンドの税務調査の序幕が開かれました。今回の年次税収特別調査は、毎年 of 全国的定期調査の継続であり、ある特定業種と企業を調査対象として選び、それに対し細かく調査を行います。本年度の指令性税務調査の対象は、大型チェーンスーパー・マーケット、テレビショッピング企業、建築据付業種、及び輸出増値税の還付を行う重点企業を含みます。この「指令性税務調査の対象」とは、全ての税務機関が、各自の管理範囲において、これら調査対象に対し、税務調査を行わなければならないことを意味しています。上記指令性税務調査の対象以外に、国家税務総局が、その下級税務機関に、営利性医療と教育トレーニング組織、仲介サービス業、ブランド経営及びその転貸業、オークション企業に対して、調査を行うことを別途求めました。また、非居住者企業を初めて調査対象としました。各級税務機関は2009年10月末までに、上述した税務調査の結果を国家税務総局に報告しなければなりません。

第二ラウンドの調査—税務自己調査

年次税収特別調査が始まった後、国家税務総局大企業管理司と検査局が、共同で第二ラウンドの税務調査に乗り出し、大型企業集団(外商投資企業10社を含む)90社に、各自の納税義務履行状況に対して自己調査を行った上で、納付不足の税金を補足納付することを要求しました。同様に、各級税務機関が、2009年10月末までに、その関連情報を国家税務総局に報告しなければなりません。

実際は、その後間もなく、国家税務総局は税務自己調査の対象を更に他の60社の大型企業まで拡大しました。私どもの顧客からの情報によると、省級、及び市級の税務機関がその管轄範囲内のその他の企業に対して、類似の税務自己調査を始めています。

「税務自己調査」とはいえ、この調査が完全に納税者自身で完了するものとは限りません。国家税務総局は、主管税務機関に対し、納税者が真面目に完全に自己調査を完了することを確保するために、納税者の自己調査状況に対して、監督と審査を実施するよう求めています。従って、納税者の自己調査報告を審査した後に、地方各級税務機関は国家税務総局の要請で、一部の企業を選び出し、第二回目の自己調査を行います。

第三ラウンドの調査—非居住者企業

非居住者企業は、初めて国家税務総局から税務調査の主要対象として選ばれました。調査の重点は、中国の居住者企業が非居住者企業に対価を支払う時に、源泉所得税の義務を履行したかどうかです。特に非居住者企業に利息と配当金を支払う際の源泉所得税の納付、及び中国境内で工事又はその他の役務を提供する非居住者企業の納付すべき税金に対して、注目しています。

私どもが税務官員に確認したところでは、国家税務総局は、初めて非居住者企業に対する2009年分の税収収入の予算を設定しました。上記2009年の税収収入予算を達成するために、税務官員はより多くの人手を用いて、非居住者企業に関連する業務に注目することが予想されます。最近の一例は、非居住者企業が境内企業に人員を派遣して、管理職、技術職を担当させる状況に対する調査です。(詳しい情報は、2009年8月の《人的資源及び税務情報》をご参照下さい。)

その他の調査

限られた範囲内の他の調査は電子製品(CPU)に係る輸出増値税還付、輸入増値税、輸出課税貨物に対する調査を含みます。

(注: 表二に掲載された上記税務調査に関連する通達をご参照ください)

私どもの観察:

実際、国家税務総局が、税収徴収管理を強化し、また多方面に亘る税務調査を行う理由は、既に周知の秘密です。国家税務総局は、最近2009年7月27日に公布した国税発[2009]114号通達の冒頭において、下級各税務局に対し、今年の税収収入の増加予算の達成を確保するために、徴収管理を強化し、抜け穴を塞ぎ、収入を増やすよう呼びかけました。これは、グローバルな金融危機に直面し、ほとんどの納税者が減収減益の状況にも拘らず、中国の税務機関は依然として、今年の税収が2008年を上回るべく力を注いでいることを意味します。

税収に関しては、2008年は記録的な1年でした。困難な時期に、暦年における最高記録の税収を上回することは確かに大きなチャレンジです。この税収の増加がグローバル金融危機の前であれば実現可能ですが、現在では納税者のビジネスの拡大によって実現する可能性が少ないことは容易に想像できます。このため、国家税務総局が、他のまだ発掘していない潜在税源を求めることは、不思議ではありません。

中国境内で経営している全ての企業は、今現在、及び過年度の納税義務の履行状況に対して、直ちにレビューしなければなりません。税務コンプライアンスのヘルスチェックが、一つの良いスタートポイントです。ヘルスチェックは会社独自で、或は独立の税務専門家の協力の下で行われます。最も良いのは、自主申告、或は自己調査の方式により、過少納付となっている税金について、補足納付を行い、可能な限り滞納金と罰金を減らします。税務機関が正式な税務検査を行うまで、何もアクションを取らないことはしないでください。

会社が税務調査の対象になる場合には、財務及び税務担当者は、会社が各種の税務調査に直面する準備ができたかどうかに対して、確認しなければなりません。会社が短期間に、税務機関から要求される各種の情報と資料を提供するために、十分な人手があるかどうか確定しなければなりません。税務調査の対象に選ばれた場合には、納税者は、あらゆる資源(関係)を利用して、税務官員に協力しなければなりません。重要なのは、企業が税務局に対し、個別取引の性質、或は不明確な税務申告情報を解釈できる説明資料が既に用意されていることです。これらは、企業に対し人的資源の配置圧力を増加させます。十分な要員、或は専門家を抱えていない場合には、企業はエリア、或いはグローバル本部、或いは独立の税務専門家などの外部からの協力を求めることが考えられます。

表一

番号	タイトル
国税発[2009]16号	更なる税収徴収管理作業を行うに関する通知
国税発[2009]32号	更なる非居住者に係る税収管理作業の強化に関する通知
国税発[2009]188号	移転価格の事後管理の強化に関連する問題に関する通知
国税発[2009]363号	国境を跨る関連者間取引に係る監督と調査の強化に関する通知
国税発[2009]85号	税収徴収管理の強化、抜け穴を防ぐ収入の増加の促進に関する若干意見
国税発[2009]114号	税収徴収管理の強化に係る若干具体的な措置に関する通知

表二

番号	関われる主要内容
国税発[2009]9号	2009年税収特別調査の実施に関する通知
国税函[2009]130号	CPUを利用して、輸出増値税還付を騙し取る違法行為に対する処置に関する通知
稽便函[2009]37号	最近の税務調査作業を実施することに関する通知
国税函[2009]197号	2008年下半年期における異常な税関納付書に対する検査に関する通知
国税函[2009]235号	輸出に係る課税貨物に対する調査作業の実施に関する通知

連絡先:

- 北京**
- ▶ 企業税務部パートナー
蘭東武
+86 10 5815 3389
alan.lan@cn.ey.com

陳明宇
+86 10 5815 3381
andy.chen@cn.ey.com

Gregory Buteyn (US Desk)
+86 10 5815 3394
gregory.buteyn@cn.ey.com

陳翰麟
+86 10 5815 3397
henry.chan@cn.ey.com

李展偉
+86 10 5815 3383
joseph.lee@cn.ey.com

吳紅
+86 10 5815 3880
laura.wu@cn.ey.com

王晨
+86 10 5815 3809
lucy-c.wang@cn.ey.com

魏偉邦
+86 10 5815 3231
martin.ngai@cn.ey.com

項思思
+86 10 5815 2822
si-si.xiang@cn.ey.com

王明珠
+86 10 5815 2855
terry.wang@cn.ey.com
 - ▶ 間接税務部總監
梁因樂
+86 10 5815 3808
kenneth.leung@cn.ey.com
- 成都:**
- ▶ 企業税務部パートナー
史川
+86 28 8462 7176
chuan.shi@cn.ey.com
- 大連:**
- ▶ 企業税務部パートナー
陳明宇
+86 411 8252 8883
andy.chen@cn.ey.com
- 広州:**
- ▶ 企業税務部パートナー
陳耀東
+86 20 2881 2738
enoch-yt.chan@cn.ey.com
- 陳建榮**
+86 20 2881 2878
rio.chan@cn.ey.com
- 杭州:**
- ▶ 企業税務部パートナー
夏俊
+86 571 8736 5058
patricia.xia@cn.ey.com
- 香港:**
- ▶ 中国企業税務部パートナー
黎頌喜
+852 2629 3188
becky.lai@hk.ey.com

袁泰良
+852 2629 3355
clement.yuen@hk.ey.com

陳子恒
+852 2629 3228
david.chan@hk.ey.com

孫梁勵常
+852 2629 3778
loretta.shuen@hk.ey.com

王思敏
+852 2629 3233
simon-sm.wang@hk.ey.com
- 上海:**
- ▶ 企業税務部パートナー
沈鈺文
+86 21 2228 2298
alfred.shum@cn.ey.com

夏燕
+86 21 2228 2886
audrie.xia@cn.ey.com

Brian-Joseph Foley (TARAS)
+86 21 2228 2069
brian-joseph.foley@cn.ey.com

鄭師喬
+86 21 2228 2116
carrie.tang@cn.ey.com

Chris Finnerty (US Desk)
+86 21 2228 3005
chris-j.finnerty@cn.ey.com

史川
+86 21 2228 4306
chuan.shi@cn.ey.com

周康城
+86 21 2228 3009
derek.chow@cn.ey.com

高根強
+86 21 2228 2105
genqiang.gao@cn.ey.com
- 沈双榮**
+86 21 2228 2888
ivan.chan@cn.ey.com
- 費敏**
+86 21 2228 2582
min.feizhang@cn.ey.com
- 夏俊**
+86 21 2228 2878
patricia.xia@cn.ey.com
- 陳嘉華**
+86 21 2228 2327
sarah-kw.chan@cn.ey.com
- 李國雄**
+86 21 2228 2880
stephen.lee@cn.ey.com
- Titus von dem Bongart (German Desk)**
+86 21 2228 2884
titus.bongart@cn.ey.com
- 譚綺**
+86 21 2228 2648
vickie.tan@cn.ey.com
- 唐榮基**
+86 21 2228 2186
walter.tong@cn.ey.com
- ▶ 間接税務部パートナー
Robert Smith
+86 21 2228 2328
robert.smith@cn.ey.com
- 深圳:**
- ▶ 企業税務部パートナー
趙大衛
+86 755 2502 8180
david.chiu@cn.ey.com

麥浩生
+86 755 2502 8289
ho-sing.mak@cn.ey.com
- 蘇州:**
- ▶ 企業税務部パートナー
夏燕
+86 512 6763 3186
audrie.xia@cn.ey.com
- 天津:**
- ▶ 企業税務部パートナー
蘭東武
+86 22 5819 3566
alan.lan@cn.ey.com
- 廈門:**
- ▶ 企業税務部パートナー
陳建榮
+86 592 329 3188
rio.chan@cn.ey.com

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で135,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

www.ey.com/china

© 2009 Ernst & Young (China)
Advisory Limited.

版权所有。

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企业咨询有限公司及び全てのグローバルメンバー・ファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.comまでご連絡ください。

www.ey.com/china